

**平成 16 年 4 月 1 日施行の  
改正下請代金支払遅延等防止法に対する  
E I A J - E D I 標準 2001 年版の改訂**

**第 1 . 4 版**

**2 0 0 4 年 7 月 8 日**

**社団法人 電子情報技術産業協会  
E C センター**

## 「E I A J - E D I 標準 2001年版の改訂 小冊子」の発行について

社団法人 電子情報技術産業協会 ECセンター（旧EDIセンター）では2001年12月に「E I A J - E D I 標準 2001年版」を刊行し、多くのユーザにご利用いただいている。

近年の経済のサービス化・ソフト化の進展にかんがみ、役務（サービス）に係わる下請取引を対象に追加する等を内容とする「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案」が2003年3月11日に第156回国会に提出され、2003年6月12日に成立し、2004年4月1日より下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という）が改正されることになった。そのなかには「書面の交付時期に係わる規定」が改正され、親事業者が製造委託等をした場合には、直ちに、下請事業者の給付（役務提供委託にあっては「役務の提供」。）の内容等の書面に記載すべき事項を全て記載した書面（3条書面）を交付する義務があるところ、必要記載事項のうちその内容が発注の時点で定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を交付しなければならない旨のただし書きが追加された。

（「平成16年1月 公正取引委員会 下請代金支払遅延等防止法 テキスト」より抜粋）

今回の下請法の改正では従来の製造委託等だけでなく、情報成果物作成委託や役務提供委託に拡大されたことから下請事業者に作業を委託した時点では「仕様」、「価格」、「納期」等の設定できない項目（未決定項目）が発生する。この場合、正当な理由がある場合にのみ、その理由を書面に記載し未決定項目が認められる。また、未決定項目は決定した時点で、直ちにその決定事項を記載した書面を交付しなければならない。

これに対応するため、社団法人 電子情報技術産業協会 ECセンターでは「E I A J - E D I 標準」の変更箇所を小冊子にまとめて刊行することにした。「E I A J - E D I 標準」の変更にあたっては、2001年版以前の規格書にて運用している企業もあるため、データ項目の追加や桁数を増加させないことで対応した。本小冊子については2001年版に対する変更箇所について記載してあるが、それ以前の規格書についても、本小冊子に準じて変更することで理解いただきたい。

[ E I A J - E D I 標準 2 0 0 1 年版の変更箇所一覧 ]

変更・変追加箇所	ページ	変更・追加内容
データ交換規約		
2.7 データ項目定義	デ 17	項目 00014 単価区分の項目内容の説明を変更
	デ 17	項目 00031 納期の項目内容の説明を変更
	デ 26	項目 00427 変更前納期の項目内容の説明を変更
3.メッセージ・フォーマット 一覧表		
(21) 注文情報	デ 66	項目 00014 単価区分の項目内容の説明を変更
	デ 66	項目 00031 納期の項目内容の説明を変更
	デ 68	項目 00427 変更前納期の項目内容の説明を変更
(22) 注文請け情報	デ 69	項目 00014 単価区分の項目内容の説明を変更
		項目 00031 納期の項目内容の説明を変更
(24) 注文残高確認情報	デ 74	項目 00014 単価区分の項目内容の説明を変更
		項目 00031 納期の項目内容の説明を変更
(29) 出荷情報	デ 83	項目 00031 納期の項目内容の説明を変更
(30) 入荷情報	デ 85	項目 00031 納期の項目内容の説明を変更
4.標準データコード	デ 118	項目 00014 単価区分の共通コードの意味を変更
	デ 119	項目 00082 決済条件区分の共通コードの意味を変更
業務・運用ルール編	追加	「3.7 改正下請代金支払遅延等防止法(平成16年4月1日施行)に対するE D Iの運用ルール」を追加

本小冊子では、利用者に理解いただくため「業務・運用ルール編」の追加である「3.7改正下請代金支払遅延等防止法(平成16年4月1日施行)に対するE D Iの運用ルール」から記載することにした。

## 3.7 改正下請代金支払遅延等防止法

### (平成16年4月1日施行)に対するEDIの運用ルール

#### (1) 法改正の内容

対象となる下請取引の追加  
書面の交付時期に係わる規定の整備  
親事業者の禁止行為の追加  
違反行為に対する措置の強化  
罰金の上限額の引上げ

これらについて、平成16年4月1日に発注する取引から改正下請代金支払遅延等防止法（以下下請法という）が適用される。（改正内容のうち、「罰金の上限額の引上げ」については平成15年7月18日に既に実施されている）

このうち、EDI取引を行っている場合に対応しなければならないのは「書面の交付時期に係わる規定の変更」であり、発注の時点で必要記載事項が定められない項目については「仕様」、「価格」、「納期」が該当する。これらが未決定の場合には発注者は発注時点で正当な理由と未決定事項の決定予定期日の通知を行わなければならない。

#### (2) 必要記載事項の未決定が認められる正当な理由について

試作品等

過去に前例のない試作品や新規品等の委託であるため、価格が想定出来ない場合。

修理品

修理委託において、故障箇所とその程度が委託した時点では明らかでないため、価格が想定出来ない場合。

仕様未決定品

情報成果物作成委託などにおいて、委託時点では仕様が確定していないため、価格や納期が想定出来ない場合。

なお、上記いずれも、算定方法が適用出来ない場合に限られる。

#### (3) EDIでの対応

正当な理由と未決定項目の決定予定期日への対応

前項の試作品等、修理品、仕様未決定品（この場合は価格が未決定の場合と価格と納期が未決定の場合の2通りを考慮）を正当な理由とし、下請事業者への正当な理由の明示と未決定項目の決定予定期日を通知する。

支払方法等についての事前交付

発注者は下請事業者に対して「(5)支払方法等について」を事前に交付しておき、そのなかで発注段階で必要記載事項が定められない項目の正当な理由や未決定項目の決定予定期日を通知しておくことを前提とする。

正当な理由の通知と支払方法等への対応

EDIデータ上では必要記載事項が定められない項目の正当な理由については、単価区分（項

目 00014)にて通知する。このため、単価区分が従来の確定・変更・未定等を示すコードから、下請法対象取引においては、発注時点で必要記載事項の未決定が認められる正当な理由としても使用することにした。この単価区分のコードとその意味についても「支払方法等について」に記載しておくこととする。また、支払方法等への対応は確定注文情報の決済条件区分(項目 00082)のコードの意味を変更し、「3:現行の支払方法等についてによる」として行うこととする。

未決定事項の通知と決定された場合の通知およびその関連付け

発注時点で必要記載事項の未決定事項の通知は確定注文情報で行い、未決定事項が決定された場合は変更注文情報にて通知する。その際の関連付けは注文番号等で行うものとする。

単価区分ごとの単価, 注文金額, 納期と下請法対象取引での使用可否について

これらの項目の関係は以下の表のような関係になる。

	00014 単価区分	単価区分の意味	00013 単価	00016 注文金額	00031 納期	下請法 対象取引	下請法対 象外取引
現 行 の コ ー ド	1	確定	確定単価	確定金額	指定納期	使用可	使用可
	2	変更	変更後の単価	変更後の金額	指定納期	使用可	使用可
	3	未定	ゼロまたは 概算単価	ゼロまたは 概算金額	指定納期	使用不可	使用可
	4	算定方法による	ゼロまたは 概算単価	ゼロまたは 概算金額	指定納期	使用可	使用不可
追 加 コ ー ド	5	未定「試作品等」	ゼロまたは 概算単価	ゼロまたは 概算金額	指定納期	使用可	使用不可
	6	未定「修理品」	ゼロまたは 概算単価	ゼロまたは 概算金額	指定納期	使用可	使用不可
	7	未定「仕様未決定」	ゼロまたは 概算単価	ゼロまたは 概算金額	指定納期	使用可	使用不可
	8	未定「仕様および 納期未決定」	ゼロまたは 概算単価	ゼロまたは 概算金額	未決定事項の 決定予定期日	使用可	使用不可
	9	予備	—	—	—	使用可	使用不可

イ) 単価区分「5～7」について

別途取決める「支払方法等について」の中で未決定単価の決定予定期日を定義する。

ロ) 単価区分「8」について

単価および納期がともに未決定のときに使用する。この場合も別途取決める「支払方法等について」のなかで未決定単価および未決定納期の「決定予定期日」を定義する。また、この場合は納期がゼロになってしまうので、発注者および受注者の社内システムに影響が出る可能性があるため、納期には未決定項目の決定予定期日を入れることとする。

ハ) 単価区分「9」について

単価区分「5」～「8」に当てはまらない未決定理由がある場合については、単価区分「9」を使用することになるが、その理由が必要記載事項の未決定が認められる正当な理由であることを公正取引委員会に確認し、その理由が認められた場合に使用することとする。従って、本規格書では標準として取決めない。その場合も別途取決める「支払方法等について」のなかで単価および納期未決定の定義を行う。なお、納期にはゼロを入れることは不可とする。

未決定事項の「決定予定期日」に関する運用事例

イ) 単価区分「5～7」についての事例（単価区分5による事例）

発注時点 (単価未 決定)	情報 区分	注文 番号	注 文 年月日	単 価	単価 区分	注文 数量	注文金額	納期	決済 条件 区分
	0502	P001	040405	1,000	5	10	10,000	040531	3

未決定 事項 決定時点 (単価決定)	情報 区分	注文 番号	注 文 年月日	単 価	単価 区分	注文 数量	注文金額	納期	決済 条件 区分	変更 注文 区分	変更前 単価
	0503	P001	040420	1,100	1	10	11,000	040531	3	2	1,000

- ・ 発注時点で単価にはゼロまたは概算単価を入れ、単価区分には単価未決定の正当な理由のコードをセットして受注者に通知する。未決定事項の決定予定期日については、あらかじめ「支払方法等について」に記載のうえ交付しておく。
- ・ 未決定事項の決定は「支払方法等について」に記載した決定予定期日までに決定し、変更注文情報にて決定単価を通知する。この際、単価区分は5から1に変更するとともに変更注文区分（任意項目）に2（単価変更）をセットする。

ロ) 単価区分「8」で納期が仕様・価格より先に決定されるとき的事例

発注時点 (仕様・単 価・納期 未決定)	情報 区分	注文 番号	注 文 年月日	単 価	単価 区分	注文 数量	注文 金額	納期	決済 条件 区分
	0502	P001	040405	90	8	1	90	040531	3

決定予定期日 の変更	情報 区分	注文 番号	注 文 年月日	単 価	単価 区分	注文 数量	注文 金額	納期	決済 条件 区分	変更 注文 区分	変更 前 単価	変更前 納期
	0503	P001	040420	90	8	1	90	040630	3	3	90	040531

指定納期 の設定 時点	情報 区分	注文 番号	注 文 年月日	単 価	単価 区分	注文 数量	注文 金額	納期	決済 条件 区分	変更 注文 区分	変更 前 単価	変更前 納期
	0503	P001	040520	90	7	1	90	040820	3	3	90	040630

仕様・価 格の決定 時点	情報 区分	注文 番号	注 文 年月日	単 価	単価 区分	注文 数量	注文 金額	納期	決済 条件 区分	変更 注文 区分	変更 前 単価	変更前 納期
	0503	P001	040620	100	1	1	100	040820	3	2	90	040820

- ・ 発注時点で仕様・価格・納期が未決定の場合、単価にはゼロまたは概算単価を入れ、単価区分には8をセットして受注者に送信する。未決定事項の決定予定期日については、あらかじめ「支払方法等について」に記載のうえ交付しておくが、納期にも決定予定期日をセットする。  
(決定予定期日のシステム的な設定については、各社の運用要領による)
- ・ 仕様確定の遅れなどにより工期が見直され、決定予定期日までに未決定事項が決定できない場合は、決定予定期日の変更を行う。この場合は、変更注文情報で見直し後の決定予定期日を納期にセットして通知する。単価区分は変更せず変更注文区分(任意項目)には3(納期変更)をセットする。
- ・ 仕様や価格の決定前に指定納期だけを設定する場合は、変更注文情報で納期に指定納期を入れて送信する。単価区分は8から7に変更し、変更注文区分には3をセットする。
- ・ その後仕様の確定により価格が決定した場合は、変更注文情報で決定単価を通知する。この際、単価区分は7から1に変更するとともに変更注文区分(任意項目)に2をセットする。

#### 八) 単価区分「8」で仕様・納期・価格が同時に決定されるとき的事例

発注時点 (仕様・単 価・納期 未決定)	情報 区分	注文 番号	注 文 年月日	単価	単価 区分	注文 数量	注文 金額	納期	決済 条件 区分
	0502	P001	040405	90	8	1	90	040531	3

仕様・納 期・価格 が同時に 決定する 場合	情報 区分	注文 番号	注 文 年月日	単価	単価 区分	注文 数量	注文 金額	納期	決済 条件 区分	変更 注文 区分	変更前 単価	変更前 納期
	0503	P001	040520	100	1	1	100	040820	3	2 3	90	040531

- ・ 仕様、納期、価格が同時に確定となる場合は、変更注文情報で決定した単価および指定納期を通知する。この際、単価区分は8から1に変更するとともに変更注文区分(任意項目)には2と3をセットする。

#### < 留意事項 >

- ・ 仕様と価格の関係は「正当な理由(仕様が未決定)」により、価格が未決定であることが認められている。従って、「仕様の決定=価格の決定」とならざるを得ない。よって、仕様と価格が個別に決定されることをEDI取引上想定しない。
- ・ 納期についても本来確定注文情報において指定納期を通知しなければならない事項であるが「正当な理由(仕様が未決定)」により未決定事項としていることから、これも本来「仕様・価格」の決定と同時に決定されるか、もしくは単独で仕様決定に先立ち決定されなければならないと考えることができる。
- ・ 従って、EDI取引標準上は、下請法に即した内容を下請事業者へ通知するEDI上の最低限の取決めを行うこととする。

#### (4) Web-EDIの対応

発注者からのEDI情報の送信については、前項(3)EDIでの対応に準ずる。確定注文情報および変更注文情報をWeb画面に表示する場合は、未決定事項は以下の表示を行うこととする。

概算単価で発注された場合は、単価欄が概算単価であることと正当な理由をコードまたは名称で表示する。

単価区分の 8 を運用する場合は、納期欄が未決定項目の決定予定期日であることが判別できる表示を行う。

( 5 ) 支払方法等について ( 例 )

以下に「支払方法等について」の例を掲載する。本書面については各発注者が個別に作成するものとし、特に本例の 4 項から 6 項の単価区分に関する部分は実際に運用する単価区分について記載すること。また、その際の発注書面上の表示については、コードや略名称の表示など各発注者の運用にまかせるものとする。未決定事項の決定予定時期については、取引先、品目ごとに発注日または指定納期から起算して合理的な根拠に基づき設定する。



[ 例 ]

平成 年 月 日

殿

株式会社

支払方法等について

当社が今後注文する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾下さい。  
なお、ご承諾の場合は、ご連絡ください。

記

1. 支払制度： 納品毎月 日締切 翌月 日払
2. 支払方法： 支払総額 円未満 現金  
支払総額 円以上 現金 %  
手形 %、手形期間 日  
一括決済方式 %  
(金融機関名 決済は支払期日から起算して 日目)
3. 検査完了期間： 納入後 日

4. 算定方法を使用する場合の取扱いについて：

下請代金の額について算定方法を使用する場合、発注書面またはEDIデータ上の「単価区分」欄に次の表示を行い、通知するものとします。

【単価区分】欄	
発注書面上の表示	EDIデータ上の表示
概算 4	4

尚、下請代金の額は、貴社からの正式見積を入手後確定するものとし、したがって、発注書面またはEDIデータ上の「下請代金額(単価・金額)」欄の表示は「ゼロ円」または「概算価格」とします。

5. 下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます。)第3条記載の正当な理由により、価格・納期を記載せずに発注する場合の取扱いについて：

下請法で定める発注書面の必要記載事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」事項については、当該事項を記載せずに書面等(以下「当初書面または当初EDIデータ」といいます。)を交付することが認められますが、その場合は、当初書面または当初EDIデータ上の「単価区分」欄に次の表示を行い、「その理由」とともに通知します。

【価格を記載しない場合】

【単価区分】欄		理 由
当初書面上の表示	当初 EDI データ上の表示	
概算 5	5	試作品等の製造を委託するため
概算 6	6	修理してみないと費用が算定できない修理品のため
概算 7	7	仕様未決定のため (価格のみ未決定)

この場合、当初書面または当初 EDI データ上の「下請代金額(単価・金額)」欄の表示は「ゼロ円」または「概算価格」とし、その価格の決定予定時期は次の通りとします。

・ 試作品 =	取引先、品目ごとに発注日または 指定納期から起算して、合理的な 根拠に基づき設定する。
・ 修理品 =	
・ 仕様未決定 =	

尚、価格が決定した場合に交付する書面等(以下「当初書面または当初 EDI データ」上の未記載事項が決定した場合に交付する書面を「補充書面または補充 EDI データ」といいます。)の「単価区分」欄は、補充書面の場合は「決定」を、補充 EDI データの場合は「1」をそれぞれ記載します。この場合、「当初書面または当初 EDI データ」と「補充書面または補充 EDI データ」の関連付けは、注文番号で行うものとします。

【価格と納期の両方を記載しない場合】

【単価区分】欄		理 由
当初書面上の表示	当初 EDI データ上の表示	
概算 8	8	仕様未決定のため (価格・納期の両方が未決定)

この場合、当初書面または当初 EDI データ上の「下請代金額(単価・合価)」欄の表示は「ゼロ円」または「概算価格」とします。その価格および未決定納期の決定予定時期は、いずれも、当初書面または当初 EDI データ上の「納期」欄で表示します。

価格および納期が決定された時点で、下記要領にて「補充書面または補充 EDI データ」を交付します。この場合、「当初書面または当初 EDI データ」と「補充書面または補充 EDI データ」の関連付けは、注文番号で行うものとします。

補充書面上の表示	補充 EDI データ上の表示 【単価区分】欄	補充 EDI データ上の表示 【変更注文区分】欄	
概算 7	8 7	3	納期の決定
決定	8 1	2 3	価格と納期の決定

尚、価格と納期が同時に決定されず、納期のみが先行して決定された場合、価格の決定予定時期は次の通りとします。

- ・ 試作品 =
- ・ 修理品 =
- ・ 仕様未決定 =

取引先、品目ごとに発注日または指定納期から起算して、合理的な根拠に基づき設定する。

6．当初EDIデータ上における「決済条件区分」の運用について：

取引条件が本書面による場合、当初EDIデータ上の「決済条件区分」欄に、次のとおり表示を行い、通知するものとします。

当初EDIデータ上の表示	共通コードの意味
3	現行の「支払方法等について」による

7．実施期間：平成 年 月 日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間（新たな通知による実施期間の開始日の前日まで）

以 上

1. データ交換規約編の「2.7 データ項目定義」の「デ17」と「デ26」ページの変更

<変更前>

項目	項目名	CD	項目内容	属性(桁数)
00014	単価区分		単価が確定単価か未定単価かを示すコード	X(1)
00031	納期		製品の納入期日	9(6)
00427	変更前納期		変更前の発注者が受注者に提示した納入期日	9(6)

<変更後>

項目	項目名	CD	項目内容	属性(桁数)
00014	単価区分		単価が確定単価か未定単価かを示すコードおよび下請法対象取引においては発注時点で必要記載事項の未決定が認められる正当な理由コード	X(1)
00031	納期		製品の納入期日または未決定事項の決定予定期日	9(6)
00427	変更前納期		変更前の発注者が受注者に提示した納入期日または未決定事項の決定予定期日	9(6)

2. データ交換規約編の「3. メッセージフォーマット一覧表」の変更

(1) 項目 00014 単価区分の変更

(21) 注文情報 ————— 「デ66」ページ

(22) 注文請け情報 ————— 「デ69」ページ

(24) 注文残高確認情報 ———— 「デ74」ページ

<変更前>

項目	項目名	CD	項目内容	属性(桁数)	繰返数
00014	単価区分		単価が確定単価か未定単価かを示すコード	X(1)	

<変更後>

項目	項目名	CD	項目内容	属性(桁数)	繰返数
00014	単価区分		単価が確定単価か未定単価かを示すコードおよび下請法対象取引においては発注時点で必要記載事項の未決定が認められる正当な理由コード	X(1)	

(2) 項目 00031 納期の変更

(21) 注文情報 ————— 「デ66」ページ

(22) 注文請け情報 ————— 「デ69」ページ

(24) 注文残高確認情報 ———— 「デ74」ページ

<変更前>

項目	項目名	CD	項目内容	属性(桁数)	繰返数
00031	納期		発注者が受注者に提示する納入期日	9(6)	31(1)

<変更後>

項目	項目名	CD	項目内容	属性(桁数)	繰返数
00031	納期		発注者が受注者に提示する納入期日または未決定事項の決定予定期日	9(6)	31(1)

(29) 出荷情報 ————— 「デ83」ページ

(31) 入荷情報 ————— 「デ85」ページ

<変更前>

項目	項目名	CD	項目内容	属性(桁数)	繰返数
00031	納期		発注者が受注者に提示する納入期日	9(6)	

< 変更後 >

項目	項目名	CD	項目内容	属性(桁数)	繰返数
00031	納期		発注者が受注者に提示する納入期日または未決定事項の決定予定期日	9(6)	

(3) 項目 00427 変更前納期の変更

(21) 注文情報 ————— 「デ68」ページ

< 変更前 >

項目	項目名	CD	項目内容	属性(桁数)	繰返数
00427	変更前納期		変更前の発注者が受注者に提示する納入期日	9(6)	31(8)

< 変更後 >

項目	項目名	CD	項目内容	属性(桁数)	繰返数
00427	変更前納期		変更前の発注者が受注者に提示する納入期日または未決定事項の決定予定期日	9(6)	31(8)

3. データ交換規約編の「4. 標準データコード」の「デ118」と「デ119」ページの変更

< 変更前 >

項目	項目名	最大長	共通コードの意味
00014	単価区分	1	1: 確定 2: 変更 3: 未定 4: 別途定められた算定方式による単価
00082	決済条件区分	1	1: 基本契約通り 2: 別途協議による 3: 交付書面による

< 変更後 >

項目	項目名	最大長	共通コードの意味																																								
00014	単価区分	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>意 味</th> <th>下請法 対象取引</th> <th>下請法対 象外取引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>確定</td> <td>使用可</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>変更</td> <td>使用可</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>未定</td> <td>使用不可</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>算定方法による</td> <td>使用可</td> <td>使用不可</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>未定「試作品等」</td> <td>使用可</td> <td>使用不可</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>未定「修理品」</td> <td>使用可</td> <td>使用不可</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>未定「仕様未決定」</td> <td>使用可</td> <td>使用不可</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>未定「仕様および納期未決定」</td> <td>使用可</td> <td>使用不可</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>予備</td> <td>使用可</td> <td>使用不可</td> </tr> </tbody> </table>	コード	意 味	下請法 対象取引	下請法対 象外取引	1	確定	使用可	使用可	2	変更	使用可	使用可	3	未定	使用不可	使用可	4	算定方法による	使用可	使用不可	5	未定「試作品等」	使用可	使用不可	6	未定「修理品」	使用可	使用不可	7	未定「仕様未決定」	使用可	使用不可	8	未定「仕様および納期未決定」	使用可	使用不可	9	予備	使用可	使用不可
			コード	意 味	下請法 対象取引	下請法対 象外取引																																					
			1	確定	使用可	使用可																																					
			2	変更	使用可	使用可																																					
			3	未定	使用不可	使用可																																					
			4	算定方法による	使用可	使用不可																																					
			5	未定「試作品等」	使用可	使用不可																																					
			6	未定「修理品」	使用可	使用不可																																					
			7	未定「仕様未決定」	使用可	使用不可																																					
			8	未定「仕様および納期未決定」	使用可	使用不可																																					
9	予備	使用可	使用不可																																								
			単価区分「9」を使用する場合は、「5」～「8」に当てはまらないときに使用することになるが、その理由が必要記載事項の未決定が認められる正当な理由であることを公正取引委員会に確認し、その理由が認められた場合に使用することができる。																																								
00082	決済条件区分	1	1: 基本契約通り 2: 別途協議による 3: 現行の「支払方法等について」による 4: 交付書面による																																								

以上.

附則)

1. 本小冊子の改廃は、社団法人 電子情報技術産業協会 EC センターにおいて行う。
2. 本小冊子の開示範囲は、EC センターホームページにより一般公開とする。
3. 改訂履歴

日付	状態	編集履歴	主な改訂内容
2004年2月25日	発行	001-01	
2004年3月01日	改訂	001-02	<p>1. 2ページの最後の行 修正前] E D I の対応 修正後] E D I の運用ルール</p> <p>2. 5ページの中程口)の情報の内容説明で発注時点の説明 修正前] 情報区分 0503 修正後] 情報区分 0502</p> <p>3. 6ページの上から13行目の八) 修正前] 単価区分「8」で納期が仕様・納期・価格が同時に決定される～～ 修正後] 単価区分「8」で仕様・納期・価格が同時に決定される～～</p> <p>4. 6ページの下から7行目 修正前] 下請法に即した内容を下請取引先に通知～～ 修正後] 下請法に即した内容を下請事業者に通知～～</p>
2004年3月10日	改訂	001-03	<p>1. 2ページの変更箇所一覧のデ119変更・追加内容 修正前] 項目 00031 決済条件区分～～ 修正後] 項目 00082 決済条件区分～～</p>
2004年7月8日	改訂	001-04	<p>1. 11ページの単価区分の属性(桁数)の誤りを訂正(4箇所)</p> <p>2. 12ページの変更前納期の繰返数がもれていたのを追記(2箇所)</p>